

「山形県議会基本条例（仮称）骨子案」に対する意見募集結果

1 意見募集期間 平成 26 年 10 月 9 日（木）～平成 26 年 10 月 28 日（火）

2 ご意見等の数 3 件（意見提出者 1 人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県議会の考え方

| 番号 | ご意見の概要 | 県議会の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 意見募集の期間が短い。また、意見募集に際しては、県庁だより、県民のあゆみ、新聞に載せるなど周知を図る対応が必要である。 | <p>県議会が行う意見募集につきましては、県の「パブリック・コメント手続きに関する指針」に準じて実施しております。</p> <p>意見募集に当たりましては、県議会及び県のホームページに掲載、行政情報センター及び各総合支庁、県議会図書室への閲覧文書の備え付けとともに、報道機関に資料提供を行うことで周知を図っております。</p> <p>県庁だより、県民のあゆみを活用した周知につきましては、意見募集期間とそれぞれの発行時期が合わなかったことから、今回掲載しなかったものです。</p> |
| 2 | 県政の監視の強化が必要である。 | <p>「山形県議会基本条例（仮称）骨子案」では、条例に「議会の役割」として「知事その他の執行機関の事務の執行について、監視及び評価を行うこと」を規定することとしております。</p> <p>また、「議会の機能強化」として、「議会は、団体意思決定機能、監視・評価機能、政策形成機能の強化に努めるなど、不断の議会改革に取り組む」ことを規定することとしております。</p> |
| 3 | <p>「県議会やまがた」の冊子を見たことがない。県民への広報の強化の対応が必要である。</p> <p>また、県民の声が届く行政になって欲しい。</p> | <p>「山形県議会基本条例（仮称）骨子案」では、条例に「広報・広聴機能の充実」として、「議会は、多様な媒体及び機会を活用し、議会活動の県民への積極的な情報提供及び県民の意思の把握に努める」ことを規定することとしております。</p> <p>なお、「県議会やまがた」につきましては、年 4 回発行しており、県庁及び各総合支庁のロビー、市町村、公民館などに備え付けており、自由に閲覧可能となっております。</p> |